

平成25年9月吉日

会 員 各 位

弁理士同友会

幹事長 粕川 敏夫
東海北陸委員会担当副幹事長 佐久間 卓見
北陸委員会副委員長 木森 有平

北陸研修会のご案内

拝啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、本会員の飯田昭夫先生をお招きして、下記の内容についてご講演いただくことと致しました。参加希望者は、申込書に必要事項をご記入の上、10月4日(金)までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

また、日本弁理士会の継続研修として実施し(単位認定申請中)、所定の申請をすると外部機関研修として単位が認められる予定です(予定単位数：3単位)。なお15分以上の遅刻をした場合には、受講したものと認められません。公共交通機関等の遅延、自己の行為に起因しない理由であっても、受講したものと認められませんので、時間に余裕をもってお越しください。また、中座、早退の場合については、時間にかかわらず、受講したものと認められません。敬具

記

「意匠で元気に！」

意匠の国際登録制度と我が国の意匠法改正について」

「登録意匠の活用は地方の企業にとっても重要なものですが、未だ意匠権を取得しても意味が無いという指導をしている弁理士も多いと聞かされています。しかしながら、「技術とデザインの融合」としての登録意匠の活用を促さなければ、日本企業は外国企業に後れを取るようになります。特に意匠保護の考え方も世界的に変化し、日本では保護されないが外国では保護されるものが出現しています。また、米国もハーグ協定ジュネーブアクトに加盟し(欧州は加盟済)、近隣諸国でも韓国は今年度、中国も加盟を検討しています。また、意匠保護に関する法律も、米国・韓国・台湾と改正が続いています。そこで、顧客に対する「意匠の活用」の指導がしやすいように、現行法での登録意匠の有効な活用例の紹介と共に、平成27年早々に施行を予定している意匠法改正の要点並びにハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度を説明します。」

講師 飯田 昭夫 先生(本会員・弁理士)

日時 平成25年10月19日(土) 午後2時00分から5時15分

場所 日本弁理士会 北陸支部 TEL/076-266-0617 FAX/076-266-0618

住所 〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-2 石川県繊維会館2階

交通アクセス JR金沢駅西口よりバスで「工業試験場行」乗車 約15分

<http://www.jpaa-hokuriku.jp/>

会費 同友会会員・非会員ともに無料

メールにてお申し込みください

研修会申込要領

北陸委員 木森 有平 kimori[AT]kimori-patent.jp ([AT]を@に変換して下さい)

10月19日(土)の研修会に参加を申し込みます。

ご氏名

登録番号